

第26回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月31日(水) 午後1時30分から午後2時10分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 13人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 11番 吉田 靖志
12番 椿 新二 14番 高山 重人
15番 親谷 隆
- 4 欠席委員 10番 杉本 峯一、16番 伊藤 忠幸
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 現況証明願いについて
 - 第5 農地法第3条の規定による通知について
 - 第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
 - 第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 農用地区域の変更について
 - 第9 土地の意見価格の決定について
 - 第10 令和元年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について
 - 第11 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これから第26回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が 杉本委員、伊藤委員からありました。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、14番 高山委員と15番 親谷委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第25回の総会以降の諸般について、報告いたします。

7月3日令和元年度蘭越春秋会総会と懇親会を甚平寿司で行いました。7月11日育苗施設「水稻ロックウールマット導入」検討に係る説明会に出席させていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO3について、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

番号1番について説明いたします。私と山田委員、杉本委員の3名で調査をして参りました。場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇と〇〇〇との間に挟んだ土地であります。現状は農地採草放牧地以外として確認して参りました。以上です。

8番
(山田委員)

番号2番でございます。私と近藤委員、杉本委員の3名で確認をして参りました。場所は、〇〇〇の裏にあたります。農地採草放牧地以外として確認して参りました。以上です。

12番
(椿委員)

番号3番の件です。7月12日に天水委員と坂野委員と私の3名で現地を確認して参りました。公簿地目は田になっています。草木が生えていて年数が経っているということで農地採草放牧地以外として確認して参りました。場所については、〇〇〇の方へ上がって〇〇〇さん家がありますが、途中から左に入っていく道があるのですが、〇〇〇の奥に土地があります。以上です。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。
日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による通知についてを議題とします。
NO1からNO3について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。賃借理由は、営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和6年7月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域にお

ける農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO2、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、農地を耕作できないため譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和6年7月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

8番
(山田委員)

番号1番、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容的には事務局説明とおりです。場所は、〇〇〇ございます。〇〇〇さんの離れがございました。そちらの反対側にある土地でございます。よろしくお願いいたします。

2番
(近藤委員)

番号2番について説明いたします。〇〇さんと〇〇さんですが、場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇の奥の方です。〇〇〇さんから入った土地であります。総額〇〇〇円ですが、10a当た

りの価格は、〇〇〇円で非常に安い価格ですが、条件として非常に悪い。何年も前から所有権移転したかったのですが、この度、〇〇さんが買うということになりました。よろしく願いいたします。

番号3番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですが、場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇の真向かい当たりになります。ここも遊休農地になりかかって何年か放置されていた所なんとか借り手を探していたのですが、たまたま〇〇〇さんの方から作らせて頂きたいと要望がありまして、ここを耕作することになりました。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号は、原案のとおり決定し、許可することとします。
日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求め。令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。別紙、農地を所有できる法人の要件等の見直しをご覧ください。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役

員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。
役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和元年6月12日付けで〇〇〇より平成30年1月1日から平成30年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

また、令和元年6月13日付けで〇〇〇、同月21日付けで〇〇〇、同月26日付けで〇〇〇。次のページをご覧ください。7月4日付けで〇〇〇、同月11日付けで〇〇〇、同月23日付けで〇〇〇より平成30年1月1日から平成30年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今事務局から説明があり、各項目ごとの要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 それでは、本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO2について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員

会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年8月6日から令和4年8月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年8月6日から令和8年5月5日までの7年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないため農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO2について、順次、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番です。内容的には事務局の説明とおりであります。場所については、〇〇〇さん宅の前を通過してすぐ左側の土地の一角であります。〇〇さんが〇〇〇おりまして、〇〇のために〇〇で耕作しているということでもあります。契約の更新でありますので、問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

11番
(吉田委員)

番号2番〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇を〇〇〇の方に進みますと、〇〇さんの住宅の手前の〇〇を右に入ったところにある土地となります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
日程第8、議案第5号農用地区域の変更についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員長名。

今回協議があったのは、除外が2件です。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は採草放牧地、面積は〇〇〇㎡です。植林予定のため、除外するものです。場所は〇〇〇さん宅から〇〇〇離れた土地です。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になると考えております。

番号2、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。農家住宅建築予定のため、除外するものです。場所は〇〇〇の現在の住宅の横にある土地です。

農地区分は、10ha以上の集団的農地の一角に位置する土地

であり、第1種農地になると考えております。農家住宅を建てるものであり、周辺地域に居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため、転用はやむを得ないと事務局では判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知します。
日程第9、議案第6号土地の意見価格の決定についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第6号 土地の意見価格の決定について、蘭越町長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、土地の意見価格についてをご覧ください。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番〇外〇筆記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例と過去の財務局への意見価格を記載しております。

この件について、町の基盤整備担当へ確認したところ、実際に売買する際には、あくまでも当事者間で売買価格を決定するため、この意見価格が売買の価格となることはなく、さらには1筆ごとの区分けではなく、大まかな字名等の区分けで良いとの確認を取っております。

過去の売買実例や財務局への意見価格照会の件数も少なく、価

格もあまり参考にはならないため、地区の担当委員と事前に相談した上で、〇〇〇としてすべて一括して意見価格を、田で〇〇〇円として回答したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第6号については、原案のとおり決定し、町に、意見価格として回答することとします。

日程第10、議案第7号令和元年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

議案第7号 令和元年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について 令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員長名。配布しております活動強化指針について、私から概要を説明させていただきます。1ページをご覧ください。

平成30年度の総括を掲載しております。(1)農業・農村を取り巻く情勢ですが、前段につきましては後志地方連、道農業会議との連携によります道選出国會議員への「地域に即した農業支援についての要請活動」、続きまして中段から作況、作柄についての記載となっております。

後段につきましては、農業委員会で振興・農政専門委員会が中心となり、将来に渡って本町の農業を次世代に引き継いでいく上で必須とも言えます「担い手対策について」審議・検討を進めてまいりました。最終的に「水稻を主体とする経営体の農業後継者の育成」支援策の充実、「農業新技術 スマート農業」支援策の検討、「基盤整備事業」予算確保について、平成30年10月22日町長へ要請書を提出する運びとなりました。

続いて2ページをご覧ください。農業委員会の体制でございます。平成29年7月に現体制となっており、変更はございません。次に4ページをご覧ください。(5)系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わり、①北海道農業会議につきましては、先ほど活動報告でも触れましたが北海道選出国會議員要請集会、農政に関わる要望活動を全道の農業委員会と共に要請活動をしております。

また、後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会につきましては、北海道4区選出国會議員への要望活動を行っております。当委員会からも農業後継者対策、基盤整備事業予算確保など数項目に渡り要望しております。2法令業務実績及び農地の流動実績以降につきましては4ページから12ページ記載のとおりとなっております。

昨年度から変更のあったものは、5ページ3専門委員会付託検討事項(1)農作業雇用標準賃金の設定となります。平成31年農作業雇用標準賃金につきまして主だったものとして手作業賃金6,800円を7,200円へ、コンバイン収穫作業についての改定を行い、平成31年3月11日付けで農事組合長を通じ全農業者、関係業者に送付しております。

13ページをご覧ください。7令和元年度の重点活動目標(1)重点活動目標の設定についてですが、昨年度からの大きな変更はございません。「農業委員会等に関する法律」が平成28年4月施行されまして、農地利用の最適化を強化していく内容となっております。本町におきましても喫緊の課題として、農地利用集積の促進、農地・担い手に対する対策を進めていかなければならないと考えられます。中段以降には、農業・農村を取り巻く環境について記載しましたが、TPP・日欧EPA協定・日米物品貿易協定など、今後も動向について注視が必要であり、例年の活動として農業会議・後志地方連と協力しての活動を継続して取り進めていかなければならないと考えております。後段から14ページにかけまして、農業振興に対する提言についてですが、平成30年度におきましては、振興・農政専門委員により「担い手対策について」会議・検討を進めてまいりました。今後につきましても政策的な展開、農地の展開についてお願いすることが出てくることが予想されます。いずれにしましても、各委員会の活動を行いながら課題解決に向けて取組みを進めていきたいと考えております。

16ページをご覧ください。(5)重点目標と内容となっております。①農業委員会の体制強化については、重要課題をどのように取り組んでいくのか、重点目標の内容ということで記載しており

ますが、そういう課題に向き合う体制の強化ということになります。担い手対策や農地の利用集積、また農業所得の確保と経営の安定など、様々な課題が山積しているということでございます。本体の農業委員会総会とその前段で、各専門委員会がございまして、専門委員会で議論を重ねながら、課題に取り組んでいければと思います。②担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策について、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということになります。今の経営体については、一個人経営体が多数を占めますが、法人化への誘導が必要なところは検討していきながら、農地が余ってくる部分を担い手に集積するということは、一経営体・個人経営体の中も大規模といった経営に移り変わっていくと考えられます。そうした、支援への指導や助言、また農業後継者の育成は本町の基幹産業でもある水稻を中心とする農業を維持する上で大変重要な課題と考えております。そうした支援対策の方も振興農政・農地委員会の方でも議論しながら進めていけたらと思います。

17ページをご覧ください。③食糧・農業・農村基本計画、TPP・日欧EPA等国际交渉問題に向けての取り組みについてとありますが、これらについては今後も政府の動向を見極めながら政府の国民への情報提供と国民議論を行うとともに、そうした要望を農業会議系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。④農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてです。町の方で「人・農地プラン」を作成していますが、なかなか「人・農地プラン」の本来の目的までは達していないという現状かと思っております、「人・農地プラン」というのは地域の中で話し合いをしながら農地の集積をうまく進めていくということですが、農地がこれから5年、10年の間に余ってきた農地をどんな風を集積していくかということ、農地専門委員会等に機能していただきながら進めていければと思います。⑤農業委員会の活動の公表について、ご覧のとおりとなります。

18ページをご覧ください。⑥農業者年金の加入の推進について、ご覧のとおりとなります。⑦その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、そうした部分の改正に係る部分、あるいは基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと考えております。大きくは昨年度と変わっておりませんが、ただ今事務局の方から説明させていただいたとおり課題がありますので、それらの解決に向けて一歩でも近づけるよう活動を進めてまいりたいと提案をさせていただきますのでご審

議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。質疑ありませんか。

全委員 　　質疑なし。

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　本案については、意義ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　意義なし。

議 長 　　議案第7号については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

　　日程第11、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について

　　事務局から報告願ひます。

事務局
(福岡係長) 　　報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和元年7月31日提出。蘭越町農業委員長名。

　　7月10日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆、同月16日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆、同月22日付けで〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 　　その他の報告について事務局から願ひします。

事務局
(木村局長) 　　(1) 前回総会で質問「田畑売買価格等関する調査」について、先月の第25回総会で質問に有りました、調査対象農地の変更について北海道農業会議に確認をしましたので報告させていただきます。

　　調査対象地区は、旧市町村から選定することとなっております。蘭越町では、昭和25年1月1日現在の旧「磯谷村」と旧「南尻別村」の2箇所となっております。調査対象地区内の圃場は公簿上農地となっておりますが、現況が調査対象にそぐわないので変更はできないのだろうかとの質問を頂いております。

　　本調査は、全国農業会議所が全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的として

いることから、調査地区（圃場）を極力変更しないこととなっているのは前回総会時の説明のとおりです。

北海道農業会議に確認したところ、動向調査のため極力変更しないのが望ましいが、現況が農地としての判断に相当ではない場合は変更もやむを得ないとの回答が有りましたので、次回以降の調査については条件に有った圃場へ変更させて頂くこととなりましたので報告します。

(2)「ロックウールマット導入説明会」について、7月11日(木)午後6時中苗マット利用者72名中27名出席のもと開催されました。ロックウールマット導入に向けての経緯は、農作業を取り巻く環境は、高齢化や労働力不足等が大きな課題となっており、主幹作物と言える水稻においては、育苗作業におけるマット運搬やハウス内への設置作業は重労働であり、負担の軽減が求められています。さらには、育苗施設で使用する土の確保、稼動から20年以上経過している土製造施設の維持及び更新も課題となっています。そこで、町では労働力の負担軽減のためマットの軽量化、土の使用量削減を図るため、床土に代わる「ロックウールマット」を令和2年度から導入すべく、利用者の皆様にご理解いただけるよう説明会を開催したものです。料金については、1枚250円から320円へ改定予定としており、改定内訳は、平成24年4月5%から8%への消費税引上げ時に据え置きとしていたが、本年10月から10%への引き上げられることによるもの、また、ロックウールマットは1枚88円ですが、そこから従来の床土製造経費を差し引いた差額分となっています。

今後、利用者への育苗管理（特に注意が必要な水管理）について説明会、また、来春の出荷後にはメーカーやホクレンと巡回指導を実施予定とのことです。

(3) 山麓地区農業委員協議会研修会について、8月6日14時からニセコ町にて開催されます。役場前、13時15分出発します。

(4) 次回総会は、8月28日水曜日、13時30分です。総会終了後、農作物の作柄視察を実施いたします。今後の生育状況によっては9月単独実施も考慮。その判断は会長、代理、事務局に一任願いたいと思います。

(5) 道外視察研修について、日程は事務局案として11月13日(水)から15日(金)2泊3日で実施したいと考えております。また、前回の総会でも先進地について、要望等を確認しておりましたが、詳細等については、無ければ事務局へ一任していただきたいと考えています。

(6) 委員協議会会費について、今年度は、全委員にて道外視察研修があるため、8月総会時に一括23,000円徴収いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第26回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時10分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩